

パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や、地域の価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携

地元農家や食品加工業者と協力し、規格外品や地元特産品を活用した商品開発・販売促進を進めます。

- b. IT 実装支援

POS レジやキャッシュレス決済を導入し、取引データを活用した発注精度の向上・廃棄ロス削減を取引先と共有します。

- c. グリーン化の取組

地産地消の推進による輸送距離の短縮、環境負荷の少ない包装資材の活用を取引先と協働して進めます。

- d. 健康経営に関する取組

地元の食材を使った弁当・総菜の提供を通じて、地域住民や観光客の健康増進に寄与します。

2. 「振興基準」の遵守

※ 親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。

その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。

また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。

なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

当社は型取引を行っていないため、本項目は対象外とします。

③ 支払条件

下請代金は可能な限り現金払いを基本とし、手形や電子記録債権を用いる場合も支払サイトを60日以内とします。割引料等は取引先に負担させません。

④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ防止

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。

災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないよう、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

- ・直接の取引先だけでなく、地域サプライチェーン全体において適正な価格転嫁を行い、その方針を取引先に周知します。
 - ・当社の活動を通じて得られた利益は、可能な限り取引先と共有し、地域全体の経済循環につなげます。
 - ・移動販売車やイベント出店を通じて、地域の事業者と新たな販売機会を創出し、共存共栄を図ります。
-

2025年9月26日

合同会社えんちゃん

代表社員 遠藤 敏彦